

平成29年度埼玉県防犯のまちづくり推進会議 重点取組事項について

1 自転車盗防止対策の推進

平成28年の自転車盗の認知件数は21,690件と前年に比べ570件減少しました。しかし、全刑法犯認知件数の3割以上を占めており、一番多く発生している犯罪です。

自転車盗の主な特徴としては、盗まれた自転車の約5割が無施錠であること、無施錠被害の約4割が集合住宅や駐輪場の被害であることなどが挙げられます。

そこで、自転車盗被害を防止するため、県民、地域団体、事業者、学校、県、警察、市町村が連携し、各取組を実施していきます。

区分	取組内容
県民	<ul style="list-style-type: none">◎ 自宅の敷地内やわずかな時間での駐輪でも必ず施錠をすることにより、盗難被害を防ぐ。◎ ディンプルキーとワイヤー錠でのツーロックに努める。◎ 路上放置や違法駐輪をせず、管理の行き届いた駐輪場に止める。
地域団体 事業者	<ul style="list-style-type: none">◎ 団体・事業活動を通して、自転車盗被害に遭わないように県民に注意喚起を行う。◎ 構成員・従業員に駐輪の際は必ず施錠するよう周知を徹底し、構成員・従業員及びその家族が自転車盗被害に遭わないようにする。
学校	<ul style="list-style-type: none">◎ 自転車盗被害の周知を図り、駐輪の際には必ず施錠するよう指導を徹底する。◎ 自転車盗は単純な動機から安易に行われやすいため、子供が加害者にならないよう、又は加害者に加担しないよう指導を徹底する。
県 警察 市町村	<ul style="list-style-type: none">◎ 出前講座、現地指導及びわがまち防犯隊レベルアップセミナーなどにより、駐輪場などのパトロールの強化を呼びかけ、自転車盗被害を防止する。◎ ツーロックを推進するため、ワイヤー錠の普及促進を図る。◎ キャンペーンを行うなど重点的な取組を実施することにより、幅広い世代に対して自転車盗被害の情報提供を行う。

2 振り込め詐欺など高齢者を狙った犯罪防止対策の推進

平成28年の振り込め詐欺の認知件数は947件、被害金額は20億を超え、1日平均約550万円の被害が発生しました。また、被害者の約9割が60歳以上です。

手口については、家族・警察官・金融機関職員などを装い、電話で金銭やキャッシュカードをだまし取る「オレオレ詐欺」のほかに、市役所職員等を装って、医療費や保険料の還付金名目で現金を振り込ませる「還付金詐欺」など、多岐にわたります。

そこで、振り込め詐欺など高齢者を狙った犯罪を未然に防止するため、県民、地域団体、事業者、学校、県、警察、市町村が連携し、各取組を実施していきます。

区 分	取 組 内 容
県 民	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 高齢の家族とのコミュニケーションを密接にとることにより、犯罪被害を未然に防止する。 ◎ 振り込め詐欺の犯人は、自分の声が録音されることを嫌うので、防犯機能付き電話機などの対策機器の導入や、在宅時から留守番電話設定にするなど防犯対策を講じるよう努める。 ◎ 警察と協力した「だまされたふり作戦」や金融機関における「被害水際防止作戦」など、県、警察、市町村、事業者等が実施する被害防止対策に協力する。
地 域 団 体 事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 団体・事業活動を通して、高齢者に犯罪に遭わないよう注意喚起を行う。 ◎ 構成員・従業員の家族が振り込め詐欺などの被害に遭わないよう、構成員・従業員及びその家族の防犯意識を高める。
学 校	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 振り込め詐欺被害の周知を図り、子供、教職員及び保護者などの防犯意識を高める。 ◎ 振り込め詐欺などの加害者に加担しないよう指導を徹底する。
県 警 察 市 町 村	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 高齢者をはじめ幅広い世代に対し、振り込め詐欺などの犯罪情報を提供するとともに、防犯に関する講習・指導を行う。 ◎ 振り込め詐欺対策機器などの普及促進を図る。 ◎ コールバック訓練（親子間などで行う犯人からの電話への模擬訓練）の実施を呼びかけ、振り込め詐欺被害への抵抗力を高める。

3 県民・事業者などによる地域防犯活動の更なる充実

性犯罪などの前兆事案と捉えられる子供への声かけ事案の認知件数は3,045件と前年に比べ564件増加し、毎年増加傾向にあることから県民の不安感を高めています。

安全で安心な社会の実現のためには、県民、地域団体、事業者、学校、県、警察、市町村が一体となって犯罪を起こさせにくい地域環境づくりに取り組むことが必要です。

毎月20日を「地域防犯パトロール強化の日」（別紙参照）とし、自主防犯活動団体（わがまち防犯隊）の活動の充実強化や事業者による見守り活動など、防犯の取組を強化し、地域防犯活動の更なる充実を図ります。

区 分	取 組 内 容
県 民	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 地域の犯罪情勢に応じて効果的な防犯パトロールの実施に努める。 ◎ 自主防犯活動団体（わがまち防犯隊）の結成されていない地域は、自治会などが中心となり結成を進める。 ◎ 子供の登下校時間帯には、日常生活を通して無理なく、子供の見守り活動を行うように努める。
地 域 団 体 事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 日常の団体・事業活動を通じた地域の見守り活動、子供・女性への注意喚起、犯罪や不審者を発見したときの警察への通報、子供などが避難することができるセーフティステーション（こども110番の家）の設置などに努める。 ◎ 事務所・事業所における防犯対策や構成員・従業員に対する防犯教育を実施する。
学 校	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 児童の登下校の見守り活動を充実する。 ◎ 防犯教室や地域安全マップの作成・見直しなどを通して、子供、教職員及び保護者などの防犯意識を高める。 ◎ 不審者の対応訓練・講習や敷地内の安全点検を行う。
県 警 察 市 町 村	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 県民や事業者に対して、犯罪情報の提供やホームページなどの広報媒体を通じ、活動団体の取組状況を紹介する。 ◎ 地域の犯罪情勢に応じて被害防止活動を行い、特に子供・女性を犯罪から守るため、重点的な取組を実施する。 ◎ わがまち防犯隊レベルアップセミナーを開催し、自主防犯活動団体の活動を支援する。

「地域防犯パトロール強化の日」とは

犯罪を起こさせにくい地域環境づくりを一層推進するためには、地域防犯活動を充実強化することが重要であることから、「地域防犯パトロール強化の日」を設けることとした。

「地域防犯パトロール強化の日」は毎月 20 日とし、この日を中心に各地域において、青色回転灯を装着した車両による防犯パトロール活動をはじめ、住民共助による自主防犯活動や事業者等による見守り活動の積極的な展開を図る。

なお、毎月 20 日は、埼玉県警察本部が定める「地域安全の日」*であり、この日を「地域防犯パトロール強化の日」とすることにより、警察との連携強化を図ることとした。

* 参考

「地域安全の日」

埼玉県警察本部が「「地域安全の日」実施要領の制定について（例規通達）」により定めたものであり（平成 10 年 1 月 1 日施行）、各警察署において、地域住民との協働による街頭活動、ボランティアに対する支援活動等を重点的に推進することとされている。